

公益出版部規程

平成24年10月24日 理事会承認

平成24年11月30日 理事会報告

平成29年7月11日 公益出版部会承認

平成29年7月28日 理事会報告

令和2年1月16日 公益出版部会承認

令和2年1月24日 理事会報告

令和3年5月12日 公益出版部会承認

令和3年5月21日 理事会報告

第1章 総 則

第1条 公益出版部は、公益社団法人地盤工学会規則第4章第2条に示す事項を担当し、理事会の事業方針を推進・総括する。

第2条 公益出版部会は、公益出版部長（理事）が座長を務め、担当副会長および「地盤工学会誌」編集委員会、「Soils and Foundations」編集委員会と「地盤工学ジャーナル」編集委員会から各1名以上および「出版事業グループ」のグループ長（公益出版部担当理事）、幹事、グループ員計10名程度で構成し、出版事業チームがこれを補佐する。なお、特命の委員を含めることを妨げない。

第3条 公益出版部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、格別な事情のある場合を除き、再任の限度は3年とする。

第4条 公益出版部員に欠員および交代の必要が生じた場合、任期は前任者の残任期間とし、原則として同一機関からの重複を避け、職域、専門領域等を配慮するものとする。

第5条 公益出版部会は、原則として2ヶ月に1回程度で1回開催する。

第6条 公益出版部会は、次章で定める委員会等からの報告を受け、「地盤工学会誌」、「Soils and Foundations」、「地盤工学ジャーナル」および出版物の編集・刊行を統括・調整する。また、下記の審議事項を審議し、理事会に報告あるいは諮る。

- 1) 次章の3委員会および1グループの予算配分
- 2) 3委員会および1グループの構成員の推薦
- 3) 出版物の企画編集・刊行
- 4) 出版物の在庫状況
- 5) 公益出版部が担当する出版物の著作権に関する事項
- 6) 上記5つの事項に加えて、3委員会および1グループから要請または報告された事項の審議・承認

第7条 公益出版部会は、「地盤工学会誌」、「Soils and Foundations」および「地盤工学ジャーナ

ル」各編集委員長候補者の選考の際には、選考方針を所管の副会長に事前に説明した上で進めることとする。

第8条 公益出版部長は、公益出版副部長（理事）1名を置くことができる。

第9条 この規程の変更は、公益出版部会の議を経て理事会の承認を得る。

第2章 委員会とグループ

第10条 公益出版部には、次の委員会および1グループを設ける。

- 1) 「地盤工学会誌」編集委員会
- 2) 「Soils and Foundations」編集委員会
- 3) 「地盤工学ジャーナル」編集委員会
- 4) 出版事業グループ

第11条 前条の3委員会および1グループは常設とし、それぞれ、「地盤工学会誌」、「Soils and Foundations」、「地盤工学ジャーナル」および出版物を企画・編集し、刊行する。

- 1) 「地盤工学会誌」編集委員会は、「地盤工学会誌」を企画・編集する。
- 2) 「Soils and Foundations」編集委員会は、「Soils and Foundations」を企画・編集する。
- 3) 「地盤工学ジャーナル」編集委員会は、電子ジャーナル「地盤工学ジャーナル」を企画・編集する。
- 4) 出版事業グループは、技術普及・研究・教育を図る出版物を企画・編集する。

第12条 副委員長、幹事および委員

- 1) 第2章第10条の各委員会には、副委員長および幹事をおくことができる。また、グループには、副幹事をおくことができる。
- 2) 副委員長、グループ長、幹事および委員は、公益出版部会において会員より選出し、理事会に報告する。

第13条 3委員会および1グループの運営については、別途定めるそれぞれの委員会の運営規程による。